

浜名港プレジャーボート係留施設指定管理者選定審査会会議録

1 開催日時 令和6年10月31日(木) 13:00~14:15

2 開催場所 静岡県庁西館4階第一会議室A

3 出席者

<選定審査会委員>

氏名	所属・役職
飯塚 隆	静岡県中小企業団体中央会 西部事務所長
和泉 清明	いずみ公認会計士事務所 公認会計士
北川 裕人	静岡県交通基盤部参事 (交流・通商担当)
恒友 仁	一般財団法人静岡経済研究所 専務理事

※敬称略、五十音順

<事務局(港湾企画課)>

吉澤課長代理、渡邊班長、荒木主事

<関係者(浜松土木事務所維持管理課)>

安田課長、平野主幹

4 会長選任

選定審査会委員の互選の結果、恒友仁委員が会長として選任され、会長は副会長に飯塚隆委員を指名した。

5 会議の内容

(注) 申請者、委員及び事務局の発言の要旨を記載している。

発言者は特定しておらず、会長は会長職としての発言のみ特定している。

会 長 事務局に公募に係る概要報告をお願いする。

事務局 募集要項について改めて説明する。指定管理者が行う業務は、使用許可及び取り消しに関する業務・料金の徴収に関する業務・維持管理に関する業務・上記に掲げるもののほか、施設の管理に関して知事が必要と認める業務の4つである。指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間である。県への納付金は令和7年度が550万円・令和8年度が450万円・令和9年度が400万

円・令和10及び11年度が300万円の5年間で合計2000万円を下限として県に納める。次に応募状況及び審査基準について報告する。現地説明会参加者が1団体、申請者についても1団体であった。現地説明会では募集要項及び施設管理の基準について説明し、管理する施設を現地で確認した。申請者は、現指定管理者の「公益財団法人浜名湖総合環境財団」のみであった。審査会委員は評価シートの項目ごとに5段階で評価する。委員の評価点の平均を審査会の評価点とし、傾斜配点を乗じて採点とする。申請のあった1団体について、事務局にて、資格審査及び納付金の価格（下限）審査を行い、問題なく審査を通過している。審査会は提案審査を行う。提案審査ではヒアリングを実施後、評価点を記載してもらう。以上の審査の結果問題ないと判断されれば、申請者を次期指定管理者の優先交渉権者として決定する。

会長 事務局からの募集要項・審査基準等について何か質問はあるか。

委員 審査の点数を付けるに当たり、採点について基準点はあるのか。

事務局 応募者が1団体ということもあり、特に基準点は設けていない。今回が3期目の指定ということで、これまでの実績と今回の提案内容を総合的に鑑みて判断していただければと思う。

会長 申請者のヒアリングを実施する。

(申請者入室、プレゼンテーション(20分間))

会長 申請者への質疑はあるか。

委員 収支計画について、年々収入が下がる計画となっているが、それはなぜか。

申請者 収入については、利用料金であり、年々利用者が減少しているため。

委員 今回が3期目の申請ということで、これまでと変えたところや新しく取り組むことがあれば教えてほしい。

申請者 これまでと大きくは変わらないが、利用者の声をよく聞いてサービスの向上につなげていきたい。

委員 事業計画書の5ページと7ページに記載されている清掃について教えてほしい。

申請者 係船組合というのは、漁協の中の組織である。係船組合には清掃とパトロールを委託をお願いしている。係船組合の清掃で出たごみを自治会が協力という形で受け入れている。

委員 以下4つ教えてほしい。租税公課の項目は消費税と捉えて良いか。修繕費としてなにごできるのか。受託団体の決算において正味財産増減表の経常支出収支が令和3年・4年とマイナスになっているが令和5年度でプラスに転じている原因はなにか。自主事業ではどのようなことを行っているのか。

申請者 当団体は全体として古い施設を保有しており、その減価償却が大きな割合を占めている。そこが大きく減少したことが大きな原因である。自主事業については、これまでに管理棟、トイレ及び防犯灯の設置を行ってきており、これらについて

は引き続き行っていく。その他については利用者からの声をもとに、できることを行っていきたいと考えている。租税公課についてはほぼ消費税だが、委託契約書への印紙税等も含まれている。修繕の内容については、杭の打替えが大半を占める。施設の形態が係留杭を使っているため、時間とともに杭が浮いてきてしまったり折れてしまうことがある。その杭の取り替えを修繕として対応している。また、利用者への啓発看板の劣化に伴う修繕等も対応している。

委員 ここ最近の物価高騰があるが、計画の予算内で対応できるのか。

申請者 物価高騰や人件費の上昇については当団体も頭を悩ませている。しかし、県への納付金について今期よりも下げてくださいましたことで当団体としてはなんとかやっていける見込みだと考えている。

委員 リスク管理について伺う。昨今の状況から大規模な自然災害が常態化しているかと思うが、もし当施設でこのようなことが万が一起きてしまった場合の備え等はどのようにしているのか教えてほしい。

申請者 もちろんBCPについては作成している。施設として保険にも加入している。施設が大きな損傷を受けてしまった場合については、どうしても県に対応をお願いするしかない。協定の中にも記載があると思うが、大きな損傷となってしまうと指定管理者の範囲を超えてしまうため、施設所有者の県に対応をお願いするしかない。

委員 連絡体制が原因で困った事例をほかの施設で耳にしたが、こちらの施設については問題ないか。

申請者 施設規模が小さく、現場にも職員を配置しているため、なにかあればすぐに連絡が取れる体制になっている。

委員 今後についても想定外の事態が起こることを前提とした組織体制を引き続き組んでいただくようお願いする。

委員 個人情報保護の関係について、なにが個人情報に当たるのか。

申請者 利用者からの申請に基づいた施設のため、申請内容が個人情報に該当する。個人情報保護の要項を作成しているとともに、職員への定期的な打ち合わせの中でそれらについては周知徹底を図っている。

委員 苦情処理について、具体的な事例を教えてください。

申請者 県に報告するものとしては、やはり料金関係が多い。なかなか払ってくれない利用者に対して裁判所を通じて督促を行っている。それでも対応していただけない場合は、撤去について浜松土木事務所さんに相談している。

苦情で他に多いものは、駐車場が無い・料金が高いなど我々がいかんともしがたいものである。加えて隣の利用者マナーに対するもの。毎年アンケートを実施しており、対応できることについては迅速に対応するよう心がけている。

委員 財団のホームページを拝見させてもらったが、3年ほど前に船外機や燃料タンクの盗難が多発している注意喚起があった。その後なにか対応したことがあれば教

えてほしい。

申請者 基本的には利用者の自主管理が原則。発生の都度、警察への届け出や立会には対応している。掲示板等を活用し警察との連携についても取り組んでいるところ。こちらについてはもちろん引き続き行っていく。

会 長 他に質問はあるか。

委 員 (質問なし)

会 長 ここで申請者には退出していただく。

(申請者退出)

会 長 審査に入る。各委員は評価シートに評価を行い、事務局に提出してほしい。

(事務局取りまとめ)

会 長 評価の結果、200点満点中152点という結果となった。委員から何か意見はあるか。

委 員 (意見なし)

会 長 審議の結果、申請者を県との優先交渉権者とするということによろしいか。

委 員 (異議なし)

会 長 申請者を県との優先交渉権者とする。制度が導入されて10年経過し、その間に状況も変わってきている中で、今後のより良い管理運営という観点から委員の意見を伺う。

委 員 財団自体は、10年間の実績があるので、施設所有者として共に適正な管理運営に努めていきたい。

事務局 審議にもあったとおり、申請者を県との優先交渉権者とし、今後交渉を行い、12月県議会での議決を経た上で、指定管理者として指定する。